# ソフトウェア委員会

#### <委員会の位置づけ>

ソフトウェア分野に関する知財財産及び関連法令について、グローバルに実務上重要な情報を収集・分析 <今年度の活動>(各テーマの詳細は、次のページから)

#### 第1小委員会

ソフトウェア特許関連の 法制度・判例の研究

ドワンゴ v. FC2事件 システムクレーム/越境

#### 第2小委員会

データの知財の研究

データ規制 プラットフォームビジネス

#### 第3小委員会

メタバース,仮想化 AR/VRに関する研究

仮想技術の権利化ポイント

#### <来年度のテーマ>(予定)

- ソフトウェア技術の特許価値
- ・改訂CGC(※)をふまえた、ソフトウェア知財権の社内外アピール施策
- ・ソフトウェア分野での査証制度/異議申立制度などの調査
- ・ソフトウェア関連の最新の判例・審査などの調査
- ・生成AI技術やDX技術における知財ミックスの在り方
  - ※*CGC・・・コーポレートガバナンスコード*

少しでも気になる **ワード**があった 方は、是非!

<mark>委員募集中!!</mark>(月曜日(2/26)まで。申込はJIPAの<u>「協会会員サービス」からスグ!</u>)

## ソフトウェア特許関連の法制度・判例の研究

第1小委員会

#### 背景•目的



「モノ」から「コト」 複数プレーヤー協働

#### ドワンゴv.FC2判決



端末装置の提供がなくても直接侵害を 認める

#### 調査研究

### システムビジネスにおける特 許出願戦略の考察

- システムの複雑化
- 複数主体、域外適用問題
- 「直接侵害」を考慮
- 競合企業の行為は侵害、 ユーザ、友好企業は対象外

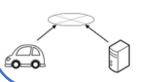
結論

事例に基づき、権利行使を目指す請求項の要件、考えを整理した。

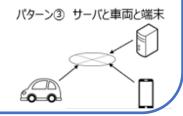
【発明認識】システム全体だけでなく、 部分的な実施も考える⇒競合企業の 参入を避けたい部分はどこか

パターン① サーバと車両

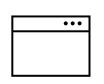
パターン② サーバと端末







【請求項記載】端末ソフトの形態 インストール版 ブラウザ版





#### 背景•目的

- -GAFA 等を中心にデータビジネスが発達する中で、プラットフォームビジネスにおいての特許の保護を研究する。
- -対象:ソフトウェアを用いて参加者が価値の交換を行う箱庭=プラットフォームを提供するビジネス

#### 調查研究

事例調査:プラットフォームビジネスの立ち上げから拡大までの時系列ごとの特許戦略 \_▲

ビジョンの設定

コア機能の 開発

プラット フォーム設 計

ユーザー獲 得と成長戦 略 パートナー シップの構 築

持続的な改 善と拡大

結論

大手プラットフォーマー5社の事例からみる、プラットフォームビジネスのサービスリリース前後でのとるべき特許戦略を研究する。

ス

## メタバース、仮想化、AR/VRに関する研究

第3小委員会

#### 背景•目的

メタバースの活用ケースは、様々な分野に広がりを見せており、世界市場は今後更なる拡大が予想されている。本研究は、メタバース関連発明における拒絶理由解消事例から、メタバース関連発明を扱う出願人にとって出願権利化過程で役立つ情報を提供することを目的とする。



#### 調查研究



特許庁から発行される拒絶理由通知および当該拒絶理由通知に対する出願人の対応などの具体的な特許審査過程の事例を収集し、メタバース関連発明における特有のケースを考察する。

#### 結論

メタバース関連発明特有の進歩性違反や明確性違反の拒絶理由解消の傾向が見えてきた。例えば、メタバース関連発明の進歩性の拒絶理由を解消するためには、単に仮想空間を定義するだけではなく、発明の特徴部において、仮想空間でしか実現できない構成を含める必要があることが分かった。

